

## 理事長選挙規定

- 第1条 理事長選挙は理事会によって選出された選挙管理委員会によって行われる。
- 第2条 選挙管理委員会は投票日の1ヶ月前までに理事長選挙の告知をし、候補者を募る。
- 第3条 立候補者の資格は東京都社会人連盟リーグ戦登録者及び理事とする。
- 第4条 選挙管理委員会は投票日の2週間前までに立候補者及び所信表明の公示をする。
- 第5条 定期代表者会議の1ヶ月前までに理事長選挙を完了して理事長を決定する。
- 第6条 選挙はメールもしくは臨時代表者会議での投票で行う。
- 第7条 **次年度登録**の1チーム及び1理事にそれぞれ1票の投票権を有す。立候補者及び選挙管理委員に投票権はない。
- 第8条 理事長の選出は有効投票数の過半数を必要とする。
- 第9条 投票のないチームは棄権したものとみなし有効投票数から除外する。
- 第10条 3名以上の立候補があり、いずれも過半数に満たなかった場合は上位2名による決選投票を行い有効投票数の過半数によって決定する。
- 第11条 2名による選挙、あるいは決選投票において、得票が同数の時は理事会によって決定する。
- 第12条 立候補者が1名の場合は信任投票を行う。
- 第13条 信任投票で過半数に満たなかった場合は理事会によって選出された理事長代行が1年間理事長の代行を務める。
- 第14条 理事長代行の任期の切れる前に理事長選挙を行う。
- 第15条 選出された理事長の任期は定期代表者会議から翌々年の定期代表者会議までの2年間とする。
- 第16条 この理事長選挙規定を改定するときは理事会の承認を必要とする。
- 第17条 この理事長選挙規定は**2023年4月**より適用される。